

○玉名市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第24号

改正 令和2年3月31日告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内において玉名市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、玉名市の市税を滞納していない者とする。
- (3) 避難路 次に掲げる道路をいう。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条において定める道路
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する耐震改修促進計画において国のブロック塀等の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金基幹事業））の対象として定める道路
- (4) ブロック塀等 ブロック塀、石積塀、レンガ塀その他市長が認めるものをいう。
- (5) 危険なブロック塀等 次に掲げる要件全てに該当するブロック塀等をいう。

ア 当該ブロック塀等が面する道路面からの高さが80センチメートル以上のもの

イ 当該ブロック塀等自体の高さが60センチメートル以上のもの

ウ 市長が、コンクリートブロック塀においては別表第1、組石造の塀においては別表第2に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
(令元告示19・一部改正)

(補助金の交付対象等)

第3条 補助事業者、補助対象経費及び補助金の額等は、別表第3に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象者は、この要綱又は他の要綱に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがない者に限る。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し
- (3) 補助対象経費が確認できる書類(見積書等)の写し
- (4) 位置図及び現況写真
- (5) 市税滞納有無調査承諾書(様式第3号)
- (6) 危険なブロック塀等の撤去を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類
(登記事項証明書又は固定資産証明書)
- (7) 補助事業を行おうとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権その他の危険なブロック塀等の撤去に関する承諾が必要となる権利を有する者がいる場合は、危険ブロック塀等安全確保支援事業承諾書(様式第4号)
- (8) 危険なブロック塀等の構造、延長及び高さを記入した現況図
- (9) 撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面

(10) 委任状（交付決定以後の手続を別の者に委任する場合に限る。）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、同項の規定にかかわらず、省略することができる。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び事業着手）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、同条の規定による交付決定の通知を受けた後、施工業者と補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（変更申請）

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、提出された前項に規定する申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了期日の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第9号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(遂行命令)

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (2) 工事写真（工程ごと）
- (3) 完成写真（遠景・近景）
- (4) 産業廃棄物処分に係るマニフェストの写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の

額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第12号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第14条の規定による補助金の額の確定通知を行った後においても、同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第8条第2項若しくは第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第14号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（関係書類の管理等）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年

度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

(完了後の報告等)

第19条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係るブロック塀等について調査し、又は施工者に対して報告を求めることができる。

(代理受領)

第20条 補助事業者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第4条第1項の規定による補助金交付申請書又は第13条の規定による完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(代理受領の変更)

第21条 補助事業者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の代理請求及び交付)

第22条 代理受領により補助金の交付を受けようとする者(以下「代理受領者」という。)は、補助事業者が第14条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、代理受領補助金請求書(様式第18号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施した補助事業に係る補助事業者宛ての請求書の写し

(2) 実施した補助事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(規定の準用)

第23条 第20条の規定による提出があった場合において、次に掲げる事項については、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの

規定中「補助事業者」とあるのは、「代理受領者」と読み替えるものとする。

(1) 補助金の取消し

(2) 補助金の返還

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第51号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補強コンクリートブロック塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2. 2m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
		高さ2m以下の塀で10cm以上	はい	いいえ
3	鉄筋	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている。	はい	いいえ
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っている。	はい	いいえ
4	控壁（高さが1.2mを超える場合）	3. 4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある。	はい	いいえ
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、1mm以上のひび割れがない。	はい	いいえ
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	はい	いいえ
8	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ、玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ
評価		8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要		

※ 分からない場合は、不適合

※ 鉄筋が入っていない場合は、別表第2「組石造の塀の点検表」を使用

別表第2（第2条関係）

組石造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1. 2m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある。	はい	いいえ
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある。	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある。	はい	いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、1mm以上のひび割れがない。	はい	いいえ
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	はい	いいえ
7	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ、玉石積み擁壁等の上にはない。	はい	いいえ
評価		7項目のうち、1つでも不適合があれば、組石造の塀の安全対策が必要		

※ 分からない場合は、不適合

別表第3（第3条関係）

（令元告示19・一部改正）

補助事業者	<p>次に掲げる要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 玉名市内に存在する避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） 2 市税を滞納していない者
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	<p>避難路に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用、撤去するブロック塀の長さに12,000円を乗じて得た額又は200,000円のうち最も低い額</p>
補助率	<p>補助対象経費の2/3以内</p>
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額</p>
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の補助事業と重複していないこと。 2 危険なブロック塀等の一部を残存させる場合は、当該部分自体の高さは、40cm以下とし、当該部分には、塀等を設置しないこと。 3 建築基準法第42条第2項に定める道路（以下「みなし道路」という。）内にあるブロック塀等は、全て撤去すること。 4 危険なブロック塀等の撤去後に塀等を設置する場合は、みなし道路内には設置しないこと。